

平成26年度 事業継続に関する手続のポイント

1. 平成26年度の事業継続・辞退の手続

(1) 提出期限：5月30日（金）消印有効

(2) 提出書類：

■継続して事業参加する者

「養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書」（様式第1号）
+ 添付書類 一式

■事業参加を中止する者

「養豚経営安定対策事業参加辞退届出書」（様式第2号）

(3) 26年度の事業対象頭数

①と②のいずれか多い方を上限とします。

- | | |
|---|-------------------------|
| { | ①25年度の事業対象頭数 |
| | ②25年度の販売実績頭数×係数 100/105 |
- （ただし、販売実績頭数が2,000未満の者は、係数 100/100）

(4) 補てん金の交付方法の選択

- ・「早期補てん」と「一括補てん（従来のスケジュールでの支払）」の2パターンでの交付
- ・早期補てんの選択は、留意事項を要確認

2. 確認書の変更の届け出

年度の途中で確認書の内容に変更があった場合、速やかに届け出てください。

「養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書（変更後）」（様式第3号）

※都道府県別事業対象頭数変更の留意事項

- ・変更に係る頭数の出荷を行う前に届け出てください。
- ・その他負担金（県・農協等からの補助）が関係する都道府県における頭数の変更は、関係者の了承を得る必要があるため、事前に機構に相談してください。

3. 販売確認申出書の提出期限

- (1) 一括補てん（従来方式）を選択した者：翌月20日必着
- (2) 早期補てんを選択した者：四半期の最終月 翌月10日必着
それ以外の月 翌月20日必着

※4・5月分は、全員6月20日（金）必着とします。